

## 豊島区景観計画における色彩基準の適用除外にかかる運用について

### 1 背景

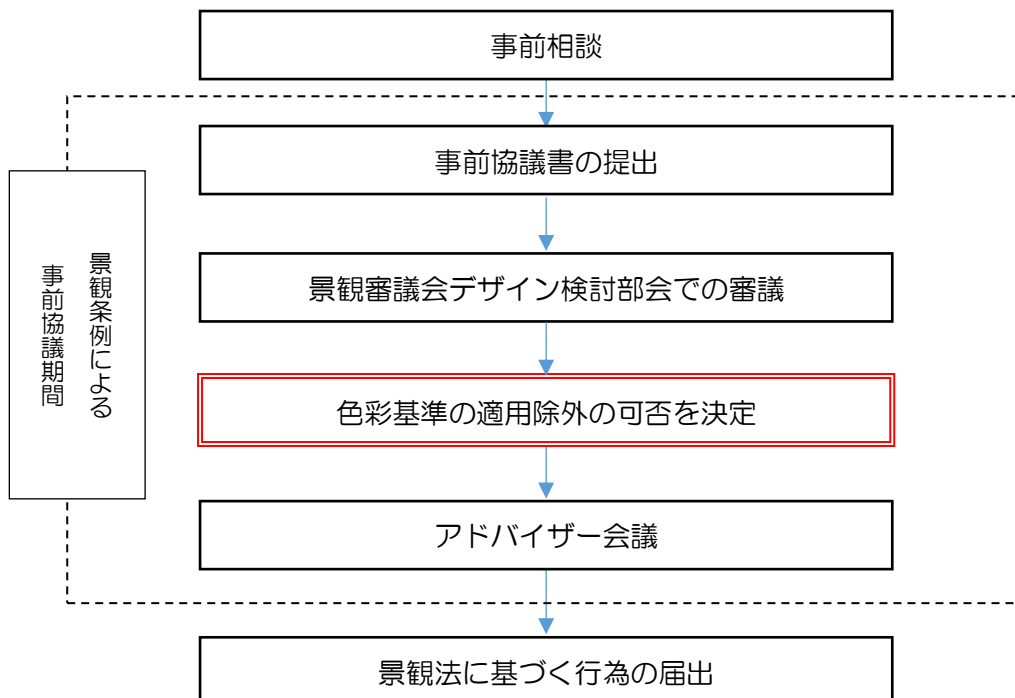
- ・豊島区景観計画では、良好な景観形成に貢献するなど景観計画の実現に資すると認められる色彩計画について、**景観審議会等の意見を聴取した上で**、色彩基準の適用を除外することができることとなっている。
- ・一方で、豊島区景観条例に基づく事前協議期間（30日～90日）内では、日程調整の都合から景観審議会を開催することができず、適用除外の可否に係る判断を期間内にできない可能性がある。その場合は、本来は色彩基準の適用除外が望ましいような案件についても、アドバイザー会議等の事前協議においては、基準内の計画となるように指導を行わざるを得ないことも想定される。
- ・以上までを踏まえ、色彩基準の適用除外時における「景観審議会等の意見聴取」について、次項以降のとおり運用のルールを定めたい。

### 2 運用ルール（案）

#### （1）基本的な考え方

- ・事前協議に先立つ事前相談等において、色彩基準の適用除外が望ましいと判断された案件は、景観審議会デザイン検討部会での審議を経て、適用除外の可否を決定する。
- ・なお、届出対象規模に満たない案件については、景観条例に基づく事前協議は行わないが、適用除外の可否の決定に際しては、デザイン検討部会で審議する。

#### （2）ルールのフロー（届出対象規模の場合）



#### （3）その他

- ・最終的な色彩基準の適用除外の可否を問わず、すべての案件のデザイン検討部会における審議内容は、年1回を目安に景観審議会でも報告する。